



11月中旬から通知カードを郵送します。確実に受け取ってください！

1 「通知カード」の郵送

マイナンバー（個人番号）を記載した「通知カード」を11月中旬から順次、簡易書留で世帯主あてに郵送します。封筒には、世帯全員分の通知カードが入っていますので、確実に受け取ってください。

2 配達時に受取人が不在の場合は、郵便局で一時保管

簡易書留は、ポストへの投函ではなく郵便局員が手渡しで配達し、受領印を必要とするため、配達時に受取人が不在の場合は、配達郵便局で一時保管することになります。マイナンバー専用不在通知（赤色）が投函された場合は、お手数ですが郵便局にお問い合わせいただき、再配達もしくは保管郵便局窓口で通知カードをお受け取りください。なお、保管期間（7日間）を過ぎると市に返戻されますので、それ以降は市民生活課でのお渡しとなります。

郵便局のマイナンバー専用お問合せ電話番号 ☎050-3786-1621
(受付時間 8:00~20:00)

阿南市内の配達（保管）郵便局

局名	受持区域	所在
阿南郵便局	郵便番号が「774」で始まる区域（※以下の地区以外）	富岡町滝の下4番地2
桑野郵便局	桑野地区（内原町、桑野町、山口町、阿瀬比町） 新野地区	桑野町鳥居前1番地1
福井郵便局	福井地区、椿地区（椿町、椿泊町）	福井町高田116番地5
加茂谷郵便局	加茂谷地区 （楠根町、熊谷町、吉井町、加茂町、深瀬町、十八女町、 水井町、大井町、大田井町、細野町）	加茂町不け105番地
羽ノ浦郵便局	羽ノ浦地区、那賀川地区	羽ノ浦町岩脇中須26-5

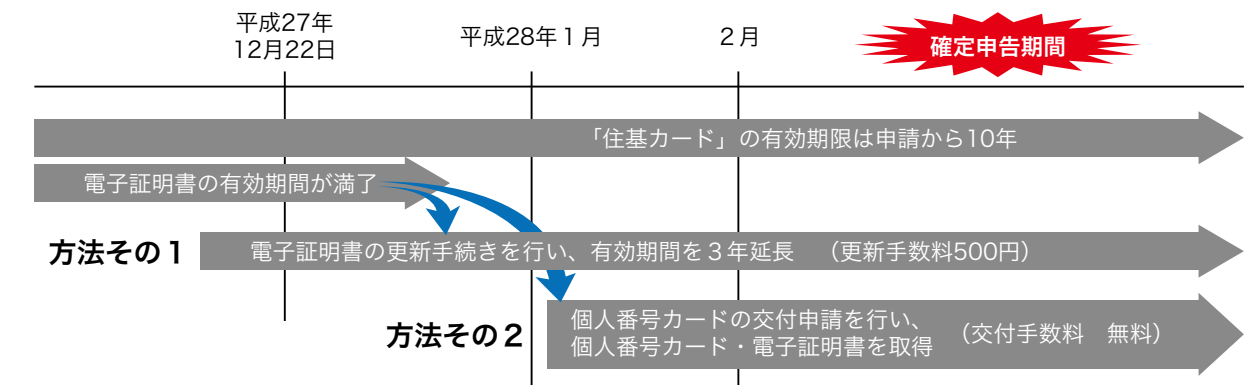
3 10月5日以降に転居された方へ

「通知カード」は、10月5日時点の住民票の住所地に郵送することになっています。10月5日以降に転居された方で、受け取りできずに市に返送されたカードは再度、新住所にお送りします。前の住所で受け取られた方は、カードの裏面に新住所を記載しますので、市民生活課窓口にお持ちください。なお、初回配達後の処理になりますので、あらかじめご了承ください。

4 「住民基本台帳カード」をお持ちの方へ

これまで発行した「住民基本台帳カード」（以下、「住基カード」という。）は、平成28年1月以降も有効期限まではそのままお使いになれます。住基カードを利用する目的（本人確認資料など）によっては、すぐに個人番号カードに切り替える必要はありません。ただし、住基カードを利用した公的個人認証（電子証明書）を引き続き利用する場合は、住基カードの有効期限内であっても電子証明書の有効期限（3年）に達する前に更新する（方法その1）か、有効期限に達した時点で個人番号カードへ切り替える（方法その2）必要があります。

●住基カードの電子証明書の更新手続は、12月22日(火)までに行ってください。



●電子証明書の有効期間は「公的個人認証サービスポータルサイト」でご確認いただけます。

「利用者クライアントソフト」をダウンロードし、「自分の証明書」ボタンをクリックしてパスワードを入力すると、有効期間の満了日を確認することができます。



●ご注意ください！

個人番号カードの交付申請が集中した場合、来年1月からの個人番号カードの交付が遅れる可能性があります。確定申告を控えた時期に有効期限満了を迎える方は、特にご注意ください。

申請先・問い合わせは 市民生活課 (☎22-1116) へ



通知カードは大切に保管してね！